

一般社団法人三重県助産師会 教育委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県助産師会における教育の円滑な実施および運営をはかるため、必要な事項を定めることを目的として、教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、処理する。

- (1) 研修計画の調整と年間計画に関すること。
- (2) 研修の運営に関すること。
- (3) 研修の評価に関すること。
- (4) 研修によるポイント発行に関すること。
- (5) その他、教育・研修に関する必要な事項。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は理事会が選出する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、委員長、助産所部会長、勤務部会長、保健指導部会長、安全対策委員長、災害対策委員長、子育て・女性健康支援センター長をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長に事故ある時は、委員のうちいずれかが議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 委員が会議を欠席する場合は、委任状を提出しなければならない。

6 会議には、理事から選出された者1名が助言者として出席する。

7 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会に会計および書記を置く。

2 会計は委員長が選出する。

3 書記は、委員長を除いた第3条の委員による輪番制とする。

附 則

この規程は、平成27年7月4日から施行する。